

通所介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人鷹見会（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、生活機能の維持または向上を目指して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、書面により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者は、この「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護の提供場所は言語リハビリ ミカタ松戸です。所在地及び設備の概要は7頁【通所介護重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に添って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、通所介護の実施ごとに、介護支援専門員から交付された「サービス提供票」に利用日と実施内容を記入し、月毎に介護支援専門員の確認を受けることとします。
 - 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、本契約の終了後5年間保管します。
 - 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
 - 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- ※ ただし記録の複写物にかかる実費相当の費用については、利用者が支払うこととします。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日頃までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）までに、銀行引き落としの方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に規定する料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【契約書別紙】に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに書面で通知することにより利用料及び食費等の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、書面で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 4 事業者は、【契約書別紙】に定める料金のうち、介護保険給付対象のサービスに係る利用料金については、介護保険関係法令による介護保険給付費等の変更があった場合、変更するものとします。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において書面で通知することにより、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した書面で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。尚この場合原則として、事前に介護支援専門員に連絡します。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合、若しくは、被保険者資格を喪失したとき

※ 第1項、第2項の「通知解約」の期間は利用者と事業所で差を設けた。

「1週間」は事業者が次の介護計画を立て直すことが出来る期間、1ヶ月は次の事業者を見つけられる妥当な期間を想定。

※ 第3項、第4項の「即時解約」の事由において、

利用者は要介護者であり、サービス提供の中断は日常生活に大きな影響を与える場合もあるので、事業者側からの即時解約はよほどのことがない限り認められるべきではない。

(例) 社会通念を逸脱する行為・・・頻繁な遅刻、欠勤、利用者の物の無断使用、等。

本契約を継続し難いほどの背信行為・・・サービス従事者に対する暴力、暴言やいやがらせ、サービス従事者の指示を度々無視し、サービス提供に著しく支障をきたす場合等。

第10条 (秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

第12条 (緊急時の対応)

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条 (連携)

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、本契約書の写しを介護支援専門員に求められた時には速やかに送付します。
- 3 事業者は、本契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを介護支援専門員に求められた時、速やかに送付します。
なお、第9条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

【契約書別紙】

1 担当者（デイサービスの管理者）

氏名 大越 愛希

連絡先 047-342-0575

2 通所介護の内容

- (1) ご利用日 毎週 月・火・水・木・金・土 曜日
 (2) ご利用時間 午前 10:00 ~ 午後 3:15
 (3) ご利用場所 千葉県松戸市小金原 6-2-4 言語リハビリ ミカタ松戸
 (4) ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室 78㎡/相談室、静養室/送迎車 4台
 (5) サービス内容 通所介護計画に沿った送迎・食事・機能訓練の提供、その他必要な介護等

3 料金

(1) 基本料金

①基本単位数（通常規模型事業所 5時間以上6時間未満の場合）

要介護度	通常請求月の利用単位	3%加算適用月の利用単位 *
要介護1	570単位/日	587単位/日
要介護2	673単位/日	693単位/日
要介護3	777単位/日	800単位/日
要介護4	880単位/日	906単位/日
要介護5	984単位/日	1013単位/日

*：3%加算は、感染症又は災害の発生により利用者数の減少が一定以上生じている時、所定の計算式により算定可と判断された場合に適用されます。適用時には、担当ケアマネジャーを通じ、連絡いたします。

② サービス加算

加算項目	利用単位
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）*	56単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）*	76単位/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位（月2回まで算定）

*機能訓練士の配置状況によりⅠ（イ）またはⅠ（ロ）いずれかを算定します。

③ その他の加減算

科学的介護推進体制加算		40単位/月
令和6年5月まで	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） *1	1ヶ月の総単位数×5.9%
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） *1	1ヶ月の総単位数×1.0%
	介護職員等ベースアップ等支援加算 *1	1ヶ月の総単位数×1.1%
令和6年6月以降	介護職員等処遇改善加算Ⅱ *1	1ヶ月の総単位数×9.0%
送迎減算	*2	片道あたり47単位
若年性認知症利用者受入加算	*3	60単位/日
ADL維持加算（Ⅰ）	*4	30単位/月
ADL維持加算（Ⅱ）	*4	60単位/月

*1：介護職員処遇改善加算により上乗せされた単位数は、区分支給限度基準額の算定対象外です。

令和6年6月以降、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等処遇改善加算Ⅱに一本化され、上記加算へ変更となります。

*2：事業所とご自宅および居住実態のある地点の間の送迎を行わない場合、片道につき47単位を減算します。

*3：若年性認知症の診断を受けている方は、65歳の誕生日の前々日まで、加算が適用されます。

*4：算定要件を満たすと評価された場合（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかが適用されます。

1ヶ月あたりの介護保険利用料自己負担分は、総単位数に処遇改善加算を加え、単位数単価（10.45）を乗じた数に、負担割合証に定められた割合を乗じた数となります。

また、今後、国の定める介護報酬単位の変更や、特例的措置があった場合、ご負担額が増減することがあります。

(2) その他実費負担となるもの

- ① 食費（660円/日） ※特別食をご希望の場合、申込制にて実費負担となります。
- ② 教材・消耗品費（250円/日）
- ③ 家庭学習支援費（1000円/月）
- ④ おむつ代（100円/枚）
- ⑤ レクリエーションにかかる費用、日常生活費等は自己負担となります。

(3) キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合*	無料
②ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	利用料の50%
③ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただかなかつた場合	利用料の80%

*ご利用日が月曜日又は休前日の場合はご注意ください。

4 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。

ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

緊急 連絡先	氏名（続柄）	
	住 所	
	電話番号	
主治医	病 院 名	
	医 師 名	
	住 所	
	電話番号	

5 相談、要望、苦情等の窓口 通所介護に関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までご相談ください。

☆サービス相談窓口☆ 電話番号：047-342-0575 （受付 月～土曜日 10:00～15:00）
--

事業者

<事業者名> 社会福祉法人鷹見会 事業者番号（千葉県）1271208082
 <住 所> 千葉県松戸市小金原6-2-4
 <代表者名> 理事長 渡辺 賢二 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名> 印

<代理人氏名> 印

通所介護重要事項説明書

< 令和6年4月1日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-342-0575 (午前10時～午後3時)
担当 大越 愛希

2 ミカタの概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	言語リハビリ ミカタ松戸
所在地	千葉県松戸市小金原6-2-4
事業者番号	(千葉県) 1271208082
送迎サービスを提供する対象地域	松戸市

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 所属する職員の人数

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	1名以上		1名以上
機能訓練指導員(言語聴覚士)		3名以上	3名以上
看護師・准看護師		1名以上	1名以上
介護職員	1名以上	2名以上	3名以上

(3) 事業所の設備の概要

定員	25名	静養室	1室1床
食堂兼機能訓練室	1室78㎡	相談室	1室
送迎車	4台		

(4) 営業時間

営業日	月、火、水、木、金、土(祝日を含む)
営業時間	8:40～17:25
定休日	日曜日、年末年始(12月30日～1月3日を含む)

3 提供するサービス内容

- ①言語機能訓練
- ②生活相談 等

4 料金

(1) 基本料金

①基本単位数（通常規模型事業所 5時間以上6時間未満の場合）

要介護度	通常請求月の利用単位	3%加算適用月の利用単位 *
要介護1	570単位/日	587単位/日
要介護2	673単位/日	693単位/日
要介護3	777単位/日	800単位/日
要介護4	880単位/日	906単位/日
要介護5	984単位/日	1013単位/日

*：3%加算は、感染症又は災害の発生により利用者数の減少が一定以上生じている時、所定の計算式により算定可と判断された場合に適用されます。適用時には、担当ケアマネジャーを通じ、連絡いたします。

② サービス加算

加算項目	利用単位
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）*	56単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）*	76単位/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位（月2回まで算定）

*機能訓練士の配置状況によりⅠ（イ）またはⅠ（ロ）いずれかを算定します。

③ その他の加減算

科学的介護推進体制加算		40単位/月	
令和6年5月まで	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	*1	1ヶ月の総単位数×5.9%
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	*1	1ヶ月の総単位数×1.0%
	介護職員等ベースアップ等支援加算	*1	1ヶ月の総単位数×1.1%
令和6年6月以降	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	*1	1ヶ月の総単位数×9.0%
送迎減算	*2	片道あたり47単位	
若年性認知症利用者受入加算	*3	60単位/日	
ADL維持加算（Ⅰ）	*4	30単位/月	
ADL維持加算（Ⅱ）	*4	60単位/月	

*1：介護職員処遇改善加算により上乗せされた単位数は、区分支給限度基準額の算定対象外です。

令和6年6月以降、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等処遇改善加算Ⅱに一本化され、上記加算へ変更となります。

*2：事業所とご自宅および居住実態のある地点の間の送迎を行わない場合、片道につき47単位を減算します。

*3：若年性認知症の診断を受けている方は、65歳の誕生日の前々日まで、加算が適用されます。

*4：算定要件を満たすと評価された場合（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかが適用されます。

1ヶ月あたりの介護保険利用料自己負担分は、総単位数に処遇改善加算を加え、単位数単価（10.45）を乗じた数に、負担割合証に定められた割合を乗じた数となります。

また、今後、国の定める介護報酬単位の変更や、特例的措置があった場合、ご負担額が増減することがあります。

(2) その他自己負担となるもの

食費、教材・消耗費、家庭学習支援費、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は、自己負担となります。

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合*	無料
②ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	利用料の50%
③ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただかなかった場合	利用料の80%

※ご利用日が月曜日又は休前日の場合はご注意ください。

(4) 支払方法

お支払い方法は、預金口座引き落としとなります。毎月、20日頃までに前月分の請求をいたしますので、翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）までにご入金ください。引き落とし確認後、領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成し、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1週間前までに書面でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに書面で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失したとき

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が倒産した場合、お客様は書面で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様やご家族などが当社や当社職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

言語聴覚士による機能訓練を中心としたサービスを提供いたします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

8 サービス内容相談・苦情及び虐待防止対応受付

① 事業所ご利用者相談・苦情受付及び虐待防止対応受付

電話 047-342-0575 窓口担当者：大越愛希

② 当事業所以外に、苦情等に関し市町村に相談する事ができます。

市町村名 松戸市

担 当 介護保険課

電話 047-366-1111 (代)

③ 事業所以外に、虐待（虐待の疑い）等に関し下記に通報・相談する事ができます。

松戸市地域包括ケア推進部 電話 047-366-7343

小金原地域包括支援センター 電話 047-383-3111

9 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人鷹見会
代表者役職・氏名	理事長 渡辺 賢二
本部所在地	千葉県松戸市小金原6-2-4
電話番号	047-342-0575
定款の目的に定めた事業	老人デイサービスセンター
施設・拠点等	通所介護 1カ所

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 千葉県松戸市小金原6-2-4

名称 社会福祉法人鷹見会

代表者 理事長 渡辺 賢二 印

私は、本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

言語リハビリ ミカタ松戸 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鷹見会が開設する言語リハビリ ミカタ松戸（以下「事業所」）が行う「指定通所介護」、「介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業（以下「総合事業」）」及び介護保険法に基づく第一号通所の事業（以下「当事業」）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者〔要支援者〕等」という）に対し、適正な当事業の提供をすることを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 二 当事業の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 三 当事業の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、これを以て利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
 - 四 当事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 言語リハビリ ミカタ松戸
- 二 所在地 千葉県松戸市小金原6丁目2番地の4
- 三 事業単位 1単位
- 四 定員 25名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 看護職員 営業日ごとに1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で3人以上
介護職員は、利用者の移動や排泄、食事等の見守りや介助を行う。
- 五 機能訓練指導員 営業日ごとに1人以上
機能訓練指導員は、言語機能や口腔機能の低下を防止し、機能の維持、向上を図るための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月・火・水・木・金・土曜（祝日を含む）とする。12月30日から1月3日までを除く。
- 二 提供時間 午前10時00分から午後3時15分までとする（送迎時間を除く）。
- 三 営業時間 午前8時40分から午後5時25分までとする。
- 四 利用定員 1日25名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 当事業の内容は、次の通りとし、当事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業者が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
 - 二 健康状態の確認
 - 三 機能訓練（言語訓練）
 - 四 生活等に関する相談及び助言
 - 五 介護方法の指導
- 2 食費は、一日あたり660円（特別食は申込制実費）を徴収する。
 - 3 教材・消耗品費は、一日あたり250円を徴収する。
 - 4 家庭学習支援費は、一ヶ月あたり1000円を徴収する。

- 5 おむつ代は、1枚あたり100円を徴収する。
- 6 レクリエーション材料費および日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に書面で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、松戸市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第8条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることが出来るものとする。
 - 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 当事業の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第10条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うこととする。

（虐待防止に関する事項）

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 虐待の早期発見に努め、発生した場合には速やかに市町村に通報するものとする。
 - 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体の拘束等）

- 第12条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（業務継続計画（BCP）の策定に関する事項）

- 第13条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業員の就業環境の確保について）（パワハラ・セクハラ防止）

第14条 事業者は、適切な指定通所介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（相談・苦情対応）

第15条 サービス提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第16条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを雇用契約の条件とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人鷹見会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

平成30年4月1日 施行、平成31年4月1日 改定、令和元年10月1日 改定、令和3年4月1日 改定、令和4年4月1日・10月1日改定、令和5年4月1日改定、令和6年4月1日改定